

## 議題 2

議案第 12 号

平成 28 年 3 月 4 日提出

広島市スポーツ振興計画の見直し（案）に対する意見について

平成 28 年 3 月 2 日付けで広島市長から別添のとおり意見の求めのあった広島市スポーツ振興計画の見直し（案）について、異議ないものと認め、スポーツ基本法第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨広島市長に申し述べる。

根拠法令（スポーツ基本法）

（地方スポーツ推進計画）

第 10 条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

広文ス第533号

平成28年3月2日

広島市教育委員会  
委員長 井内 康輝 様

広島市長 松井 一實  
(市民局文化スポーツ部スポーツ振興課)



広島市スポーツ振興計画の見直し(案)に対する意見について

別添の広島市スポーツ振興計画の見直し(案)について、スポーツ基本法  
第10条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。